

# 農業者の破綻防止について

弁護士 水上博喜 (農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会及び同農業保険関係業務運営委員会委員長)

## 1. 農業の経営と事業借入

農業は林業及び漁業とともに第1次産業(コーリン・クラークの分類による)に属するが、農業自体が経済活動であるため、当然のことながら農業経営にあたっては資金を必要とする。農地の維持や開拓、種苗の購入、農産物を育成するための施設の設備開設・維持の費用、農作物収穫や加工のための設備の設置・維持費用、農産物販売のための諸施設の費用、これに農産物特有の問題として自然災害への対応費用も加わる。すなわち、農業の全過程において資金が必要となる。このうち自己資金で賄える部分もあるが、農業機械など多額の出費を要するものについては借入れを行わざるを得ない。

しかし、農業構造動態調査によれば、「農業経営体」は圧倒的に家族経営が多い。平成31年の段階で全国で「農業経営体」の総数は約118万8000件であり、そのうち、家族経営は約115万2000件に上る(平成31年農業構造動態調査結果)。その他の約3万6000件が農業法人(株式会社その他の会社法上の会社及び農事組合法人(農地所有適格法人(旧農業生産法人、平成28年農地法改正)))による農業経営ということになる。これを見ると、多くの「農業経営体」は経営基盤が極めて脆弱であると言わざるを得ない。これ

に対して、農作物は、国民の食の嗜好の変化や食生活の変化等の理由に伴って売上げが減少したり、自然災害(台風、地震等)によって被害が出ることも多く、多くの「農業経営体」はその経営リスクに十分に対応できる体力がないと考えられる。

特に本年(令和2年)は新型コロナウイルスの蔓延の影響を無視することはできない。緊急事態宣言や自粛要請に基づく飲食店の営業自粛及び国民の外食自制により、飲食店向けの農作物の販売が低迷しているとの報道があり、特に高級食材、牛肉をはじめとする高級食肉の販売が低迷しているとのことである。このコロナ禍がいつまで続くかわからないが、将来にわたって農業の経営を圧迫することは明らかである。

## 2. 農業者の経営破綻における処理

農業者でも、借入れなどの債務の返済が困難となれば、債務の整理が必要となる。その方法としては、裁判所を通さず直接債権者と交渉するか(任意整理)、または裁判手続としての民事再生手続又は破産手続を行うものがある。大型の農業法人であれば会社更生法による手続もあるが、会社更生手続を利用することは稀であろう。

任意整理の方針は千差万別であるが、多くの場合は、分割返済の回

数・期間を伸長するという形で行われる。つまり、月額返済額を抑えて、長期の借入れに変更するという方法である。これには、単に分割の回数と期間のみを変更するという方法もあるが、最初1年間は利息のみ、次の年からは元本を再計算して利息と再計算された元本を返済するという方法もある。しかし、ほとんどの債権者特に金融機関は、利息の値上げ、追加保証人その他の担保を求めてくることも多い。また任意整理の段階では通常は債権カットには応じない。

任意整理に当たっては農業を継続する場合と農業を廃止する場合がありうるが、農業を廃止する場合で問題となるのは農地の処分である。農地については、所有権の移転や地上権などの権利の設定に当たって農地法上の許可が必要であるが(農地法3条)、それは農業従事者が購入する場合でも同様である。また、適当な売却先がない場合もあり、売却できたとしても、農地の売買金額が極めて低廉であることから、任意整理に必要な資金が得られない場合がある。

裁判手続のうち、まず、破産手続きは、簡単にいうと破産時における破産者の財産を破産管財人が換価して債権者に分配する手続きである。農業経営体が法人組織であれば、その法人は、破産手続終結決定(破

産法220条2項)によって法人格が消滅する(同法35条、257条4項等)から、以降その法人名で農業を経営することはできなくなる。他方個人事業者として破産した場合は、新たに農業を継続することは可能である。ただし、農地や農業機械、設備その他の農業経営に必要な資材は売却され、配当に回されているから、これらの農業経営に必要な資材は新たに購入するか、管財人が売却した先から取り戻すことが必要である(物によっては管財人が裁判所の許可を受けて、「破産財団=債権者へ分配するために管財人が集めた財産」から放棄して破産者が所有権を維持している財産もありうる。)

民事再生手続は、裁判所が認可した再生計画に基づいて弁済を行う手続である。債権者による債権カットが行われるのが通常である。民事再生手続においては、清算手続は行われなため農業経営の継続は可能である。しかし、再生手続は、法人であれば、期間が厳密に規定され、その期間内に再生計画案の提出が義務付けられること、再生計画案策定に当たっては公認会計士または税理士の関与が必要であること、再生期間中は裁判所から選任された再生委員の監督に服すること、再生委員の費用を含めて多額の費用が必要となる。

次に個人再生については、小規模個人再生手続と給与所得者再生手続(民事再生法221条)とがある。小規模個人再生手続は、債務が5000万円(住宅ローンは除くが、元本だけでなく、利息・損害金を含む。)以下であれば、小規模個人再生手続

(同法221条)を利用できる。この小規模個人再生手続は通常の民事再生手続より要件が緩和されており、利用しやすくなっている。

給与所得者再生手続は、いわゆるサラリーマンが住宅を残すことを眼目として利用する手続であるから、個人(家族経営)で農業経営を行っている者には当てはまらない。ただし、その農業従事者が個人での農業経営を放棄して企業に入るような場合であって、自宅を残したいという場合には有用である。

### 3. 農業経営者の破綻防止策の策定

我が国は自給率が低い(令和元年度カロリーベース38%)と言っても、農業は国家政策の根幹であるから、政府が農業者の経営基盤の安定化政策を策定することは必要不可欠であるが、それとともに、個別の農業者について破綻のおそれがある場合には早期に対策を打つ必要がある。農業者が経営破綻し破産にまで至る原因はまちまちであろうが、売上予測の見込み違いによる過剰投資、過剰借入や自然災害による損害の発生が原因となることが多いと思われる。その場合でも債権者との間でリスケジュールができれば、破産にまで至ることない。しかし、一般に金融機関であれば、リスケジュールに当たっては上記の利息や追加担保の問題があるし、金融機関に対してリスケジュールの相談することは「貸し剥がし」のイメージがあるため躊躇しがちである。そのうちに、状況が悪化して厳しい債権回収を受けて破産に至ることが多い。そこで、そこまで至る前に破綻のおそれのある農

業者のために相談できる窓口を設置するなどして破産を回避する道を開くことは是非とも必要であると考えられる。これは農林漁業信用基金の本来業務ではないが、信用基金法第3条第1項記載の「農林漁業経営等に必要資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。」との一般規定に合致するものであるから、農林漁業信用基金に期待するところ大である。なお、第三者機関として現在、日本弁護士連合会では、ひまわりホットダイヤル(電話0570-001-240)を用意しており、東京の事業者であれば、東京弁護士会が中小企業法律支援センター(電話03-3581-8977)を用意しているので、その点も付言しておく。



**水上 博喜**(みずかみ ひろき)

昭和31年東京都生まれ。平成6年に東京弁護士会において弁護士登録。同22年には同弁護士会の監事に就任している。平成26年から平成28年まで農林水産省林野庁入札等監視委員会副委員長に就任、平成28年から農林漁業信用基金農業信用保険業務運営委員会及び同農業保険関係業務運営委員会において委員長を務めている。著書には『事例で見る債権管理・回収のポイント(共著・加除式)』新日本法規、『成功する事業承継の仕組みと実務(共著)』自由国民社等がある。